



MEL ワークプログラム

2017年1月13日

スキームオーナー正式名称：

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会

住所：東京都港区赤坂1-9-13

公告

MEL 漁業規格・流通加工段階(CoC)認証規格の
ver.2.0 規格開発について

<2017.01.13 版：旧 HP より転載>



一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会

漁業規格及び流通加工段階（CoC）認証規格の ver.2.0 規格開発について

（一社）マリン・エコラベル・ジャパン協議会は、漁業認証規格・流通加工段階認証規格の開発のための規格委員会を設置した。同委員会では、MEL 漁業認証規格・流通加工段階認証規格の ver.2.0 の開発、および両規格に係る認証審査の手順書および認証機関への要求事項などの開発を行う。（委員会設置要領については別添 1 のとおり。）

1. 規格漁業認証及び流通加工段階（CoC）認証規格の ver.2.0 規格開発の目的と目標

MEL 漁業認証規格は、天然資源の保護、環境の保全ならびに消費者の信頼に配慮された責任ある持続的な漁業を実施している生産者を評価し、適正な漁業の普及促進を目的として開発する。同じく MEL 流通加工段階（CoC）認証規格は、市場に出荷されるロゴマークを貼付された水産物由来の製品が生産段階認証規格に適合した水産物から生産された製品であることを確実にするために策定する。両規格は、MEL の国際標準化を目的として GSSI（Global Sustainable Seafood Initiative）のベンチマークに整合して ver.2.0 を開発する。

なお、認証審査の手順を明確かつ具体的に示す手順書を策定することを通じて、審査の信頼性と透明性を確保するとともに、認証機関への要求事項を策定することを通じて、認証機関が上述の手順書に沿った審査体制を確立することを要求し、審査体制の質の向上を目指す。

2. 漁業認証規格・流通加工段階認証規格の ver.2.0 規格開発の手順およびスケジュール

漁業認証規格および流通加工段階（CoC）認証規格 ver.2.0 の開発は、管理運営規則に定められた手順（別紙 1 - 1）に沿って行う。スケジュールに関しては、別紙 1 - 2 に定める通りである。スケジュールに関しては 6 か月ごとに見直しを行い、随時 Web 上に掲載する。

3. 漁業・CoC 認証規格委員会の意思決定方法

養殖認証規格委員会における MEL 漁業認証規格・流通加工段階認証規格等の決定については、委員長を含む委員全員の同意を得なければならない。

4. 漁業認証規格の地理的要件

漁業認証規格の地理的要件を含めた適用範囲については、規格文書に定めることとする。

【本件へのご意見・お問い合わせ先】

一般財団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会事務局
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13
TEL : 03-5545-3315
FAX : 03-5545-3316
E-mail : info@melj.jp



● 規格開発の手順書

<p>手順 1（規格委員会の設置）</p> <p>協議会は、委員会設置要領を作成又は改訂し、これに基づき規格委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>委員会の委員は、水産業、加工流通業、環境団体、消費者団体及び学識経験者等から構成され、理事会の決議を経て会長が委嘱する。なお、委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。</p>
<p>手順 2（規格委員会開催の公告）</p> <p>委員会は、検討する規格の概要、スケジュール、実施手順及び協議手順その他規格開発等を実施するにあたって必要となる文書を作成し、委員会設置要領とともにウェブ上に掲載する。また、規格を改訂する場合は、すべての既認証取得者に対し、改訂する旨と新規格への移行期間を通知する。</p>
<p>手順 3（規格原案の作成）</p> <p>委員会は、委員全員の合意に基づいた規格原案を作成する。規格原案の作成にあたっては、ISO/IEC Guide59 等の国際標準を最大限遵守し、明確で分かりやすい表現を用いることに留意する。</p>
<p>手順 4（意見公募）</p> <p>委員会は、規格原案に対する意見を匿名可能な方法で 60 日以上の募集期間を設けて公募する。なお、公募に先立ち、委員会は、意見公募の実施を公告する。</p>
<p>手順 5（規格最終案の作成）</p> <p>委員会は、意見の反映等規格原案の精査を行い、規格最終案を作成する。なお、公募期間中に受理した意見は、匿名事項に配慮しつつ、ウェブ上に公表する。</p>
<p>手順 6（実行可能性の検証）</p> <p>委員会は、規格最終案の実行可能性を検証する。万一規格最終案が実行可能でないとの結果に至った場合には当該規格最終案を差し戻し、再度検討を行う。</p>
<p>手順 7（総会の承認と掲載）</p> <p>協議会は、総会を招集して規格最終案を審議し、承認の可否を決定する。承認の可否は、可能な限り全会一致とするが、全会一致が成立し得ないと認められる場合は、協議会定款第 17 条第 1 項の規定により決議を実施する。総会により承認された場合、協議会は速やかに承認された規格をウェブ上に掲載し、否決された場合、当該規格最終案を差し戻し、再度検討を行う。</p>

別紙 1 - 2 漁業認証規格ver.2.0開発のスケジュール



別紙 1 - 2 流通加工段階認証規格ver.2.0開発のスケジュール

